

産業医等活動保険のご案内

(賠償責任保険普通保険約款 + 嘱託医業務特別約款)

医師賠償責任保険任意付帯オプション

この保険は医療情報研究倶楽部の医師賠償責任保険(勤務医師賠償責任保険もしくは診療所賠償責任保険)に加入していることが加入条件となります。団体契約のみの専用補償です。

保険期間

2026年 4月 1日 午後4時から
2027年 4月 1日 午後4時まで

募集期間

2026年 1月 15日 から
2027年 2月 28日 まで

被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。医師賠償責任保険では補償されない産業医等の活動のリスクに備えられます。

例えば・・・以前から狭心症がある従業員Aに対して、建設現場での高所作業を行って良いかの判断を求められ「就業不可」と回答した。後日、従業員Aが「高所作業ができないこと」を理由に勤務先の企業から解雇された。従業員Aより、自身が解雇され不利益を被ったのは産業医の回答によるものであるとして、産業医個人が賠償請求を受けた。等

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法

・法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
 ・法律上の損害賠償金以外の上記の費用については、原則としてその全額がお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)
 ただし、争訟費用については、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

対象となる活動

日本国内における所定の法令によって定められた次の嘱託医としての業務
 ■産業医
 (事業場の規模にかかわらず、同様の業務を行う者を含みます。)
 ■健康管理医 ■学校医 ■保育所等の嘱託医



保険の対象となる方(被保険者)について

ご加入者(この保険に加入のお申込みをいただける方)

医療情報研究倶楽部の会員

保険の対象となる方(被保険者) ※加入依頼書等に記載の「保険の対象となる方(被保険者)」欄にお名前を記載された方をいいます。

勤務医師：医療情報研究倶楽部の会員である勤務医師(ご加入者)
 開業医師：医療施設の開設者である法人・個人(ご加入者)

勤務医師包括担保特約(嘱託医業務特別約款)付帯契約：
 加入依頼書等に記載の医療施設の開設者の使用人その他開設者の業務の補助者である医師のうち、名簿に記載された方
 ※名簿を常に備え付けいただく必要があります(加入時にご提出いただく必要はありません。)

開業を予定されている先生方へのご注意

勤務医師の方が開業される場合は契約内容の変更手続きが必要ですので事前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。

支払限度額・保険料表

勤務医師		A	開業医師		B	C
補償の対象		勤務医師個人	補償の対象		診療所の開設者	診療所の開設者 勤務医師包括*1
支払限度額	1請求	1億円	支払限度額	1請求	1億円	1億円
	保険期間中	3億円		保険期間中	3億円	3億円
保険料(一時払) 1名あたり		5,000円	保険料(一時払) 1施設あたり		5,000円	10,000円

保険期間：1年間

※免責金額(自己負担額)は0円です。

※日本医師会A会員の先生はご加入いただけません。代理店までお問い合わせください。

*1 支払限度額は被保険者ごとに個別に適用します。

ご注意

- 医療情報研究倶楽部の会員以外の方は、この保険に加入することができません。
- ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日・脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。

この保険は、医療情報研究倶楽部を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として医療情報研究倶楽部が有します。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

産業医等活動保険にご加入を検討の際は、下記の代理店までご連絡ください。

株式会社フォーサイト

TEL：0120-010-938

受付時間 平日 午前9時～午後5時(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL：03-3515-4143

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

代理店

保険会社

■産業医等活動保険

補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「支払限度額・保険料表」等をご確認ください。

Table with 3 columns: 保険金をお支払いする場合, お支払いする保険金, 保険金をお支払いしない主な場合. It details various insurance scenarios, including medical malpractice, property damage, and liability, with specific conditions for payment and non-payment.

産業医等活動保険（嘱託医業務特別約款）

産業医等活動保険 ご注意事項

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなります。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

●告知義務：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●補償の重複に関するご注意：補償内容が同様の保険契約（特別約款）や引受保険会社以外の保険契約を含みます。が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故・事由について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

●通知義務：ご加入後にご加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合：この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険料の決定の仕組み：保険料は加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

●加入者の証：ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、代理店、または引受保険会社にお問い合わせください。加入者証が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

●代理店の業務：代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い：引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について：ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について（続）：ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効となります。以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について（続）：ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入の保険契約に基づき保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合、ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合、この保険契約に基づき保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

※このパンフレットは産業医等活動保険の概要をご紹介します。詳細は、引受保険会社から契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款および付帯する特別約款をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。なお、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他ご不明な点等がありましたら代理店または引受保険会社にご相談ください。

<2026年4月1日以降始期契約用> 25TX-004570 2025年12月

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
0570-022808 <通話料有料>
ナビダイヤル。IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）